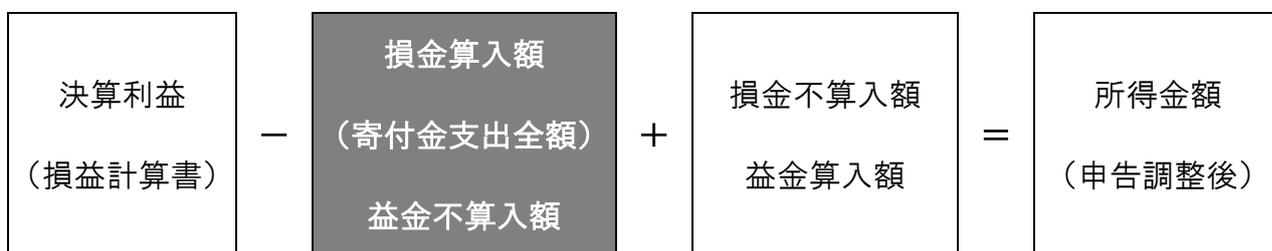


受配者指定寄付金（全額損金が認められる寄付金）のご案内

受配者指定寄付金は、私立学校の教育研究の発展に寄与するために、事業団を通じて寄付者(企業等)が「指定した学校法人」へ寄付していただく制度で、寄付者に対して税制上の優遇措置(寄付金全額の損金算入)を行うためのものです。この制度はいつでもお申込みを頂くことができます。

I. 税制上の優遇措置

この寄付金は、企業等法人の寄付金を支出した事業年度において、所得の金額の計算上、寄付金の全額を損金に算入することができます。なお、確定申告に際してこの手続きを受けるためには、私学事業団が発行する「寄付金受領書」が必要となります。



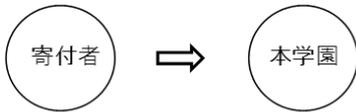
II. 手続きの流れについて

1. 学校法人立命館宛ての「寄付申込書」、および私学事業団宛ての「寄付申込書」に必要事項をご記入のうえ、いずれも本学の担当部課へご提出ください。
2. 振込票に記載している「学校法人 立命館」の口座へ寄付金をお振込みください。
3. 「寄付申込書」と「寄付金」が本学に届き次第、本学発行の「預り証」を貴社へお送りいたします。
4. 本学から私学事業団へ寄付金を送金いたします。本学への寄付金のご入金日から私学事業団への送金までに、約2週間の日数が必要となります。
5. 私学事業団への送金が完了すると、「寄付金受領書」が本学に送られてきますので、到着次第、貴社へお送りいたします。（「寄付金受領書」が貴社に到着するまでには、通常、ご入金から1ヶ月～2ヶ月程度の日数を必要としますので、何卒ご了承ください。）

III. ご留意事項

- ・ 各事業年度において支払った寄付金の額を仮払金等として処理した場合においても、当該寄付金はその支払った事業年度において支出したものとなります。
- ・ 寄付金の受領日は、私学事業団に寄付金が入金された日となります。
- ・ 払込予定日から決算日までの期間が約1ヶ月以下となる場合は、寄付金の振込先を変更いただく場合がございますので、本学担当者まで事前にご相談くださいますようお願い申し上げます。

IV. 「特定公益増進法人に対する寄付金」と「受配者指定寄付金」の違いについて

	『特定公益増進法人に対する寄付金』 (略称＝「特増」)	『受配者指定寄付金』
概要	<p>特定公益増進法人(*注)として認められた学校に対して寄付をする場合に用いる寄付金制度。</p> 	<p>法人が私立学校へ寄付をする際に、学校へ直接寄付するのではなく、私学事業団を介して学校へ寄付をする形の寄付金制度。</p> 
税の優遇措置	<p>特定の計算式に基づいた一定額を所得控除(個人)もしくは損金算入(法人)できる</p>	<p>全額が損金算入できる</p>
利用できる対象	 <p>個人 自営業者・個人事業主など</p> <p>※一般の法人も利用可</p>	 <p>法人税を納めている法人</p> <p>※個人は基本的に利用できない</p>

(*注)特定公益増進法人…「公益の増進に著しく寄与する」と官庁が認定した法人を指す。

・一般の企業

基本的に税の優遇措置幅が大きい「受配者指定寄付金」のご利用をお勧めしています。

・公益財団法人、一般社団法人等の場合

法人税を納付されているかを確認のうえ、納付されている場合は「受配者指定寄付金」を、納付されていない場合は「特増」をご案内いたします。

※法人税を納付されていない法人については、「受配者指定寄付金」の対象になりません。